

ゴルフ・ドゥ グループ 内部統制システム構築の基本方針

1. 当社ならびに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社ならびに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。
 - (2) 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
 - (3) 当社ならびに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
 - (4) 当社に内部監査室を置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。
 - (5) 当社ならびに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
 - (6) 当社ならびに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
 - (7) 当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。
2. 当社ならびに当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社ならびに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
 - (2) 当社内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。
3. 当社ならびに当グループ各社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社ならびに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (2) 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社ならびに各部門のリス

ク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。

- (3) 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- (4) 当社内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

4. 当社ならびに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社ならびに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令または定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- (2) 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- (3) 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

5. 財務報告に係る適正性を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

6. 当社ならびに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
- (2) グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
- (3) グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
- (4) 当社内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の意見を十分に考慮した上で、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する。

8. 前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前項の監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

9. 当社の監査等委員会の当基本方針第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととする。

10. その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社ならびに当グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社内部監査室は、実施した監査の結果等を報告する。

- (2) 当社ならびに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会に対して直接通報を行うことができる体制としてヘルプラインを設ける。

11. 前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社ならびに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。

12. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

13. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会は、当社内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- (3) 監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることを、及び重要情報を入手できることを保証する。

14. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- (1) グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
- (2) グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
- (3) 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
- (4) 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

附則

1. 制定：平成18年5月12日
2. 改訂：平成19年4月1日
3. 平成19年7月7日
4. 平成20年4月1日
5. 平成20年5月26日
6. 平成21年4月1日
7. 平成21年6月24日
8. 平成22年10月1日
9. 平成23年5月30日
10. 平成25年5月13日
11. 平成27年4月27日
12. 平成27年6月26日
13. 平成28年5月16日